

個人情報適正管理規定

インターアジア協同組合

1 個人情報を取扱う職員の範囲は、理事長および理事、組合内の職員とする。個人情報取扱責任者は、理事長の佐久間雄介とする。

2 個人情報取扱い責任者は、個人情報を取扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年に1回実施することとする。個人情報取扱責任者は、個人情報取扱いに関する知識の習得・維持に努めるものとする。

3 取扱者は、個人情報に関して当該情報に係わる本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。

更にこれに基づく訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。

また個人情報の開示または訂正に係る取扱いについて、個人情報取扱責任者は職員等への周知に努めることとする。

4 企業、技能実習生等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとする。

なお個人情報に係る苦情処理の担当者は、理事長の佐久間とする。

